

第4章 第5期プランの基本的な考え方

1 基本理念及び政策目標

第5期プランでは、本市が目指す高齢社会として次の基本理念及び政策目標を掲げ、京都が持つ地域力を生かしながら、「京都に住んでいてよかった」とだれもが実感できる、高齢者が住みやすいまちづくりを目指します。

■ 基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる

■ 政策目標

政策目標1「高齢者の尊厳が保たれ、心身ともに健康で充実した『幸』齢期を送ることができるまち」

世代を超えた支え合いによって、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、どのような心身の状態にあっても、高齢者自身の決定によって心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送ることができるまちづくりを進めます。

政策目標2「高齢者の知恵や経験、技能を生かし、活力ある長寿社会が実現されるまち」

高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を就労や社会参加に生かし、また日常生活のなかでの自主的な介護予防の取組を広げることにより、活力のある長寿社会を実現します。

政策目標3「地域力を生かした高齢者を支えるネットワーク構築の推進により、安心して生活ができるまち」

京都が持つ「地域力」を生かし、地域における医療・介護・保健・福祉の関係機関のネットワークの構築を進め、認知症のひとやひとり暮らしの高齢者等が孤立することなく、安心して生活できる環境づくりを進めます。

政策目標4「介護サービスの充実によって、そのひとらしい豊かな生活ができるまち」

要介護高齢者の在宅生活を支える居宅系サービスや地域に根ざした小規模な施設・居住系サービス等の介護サービス基盤を充実するとともに、高齢者が住みやすい住環境の整備等を推進することにより、満足度の高いサービスを提供し、だれもが住み慣れた地域でそのひとらしい豊かな生活が続けられるまちづくりを進めます。

2 基本理念等の実現に向けた重点課題

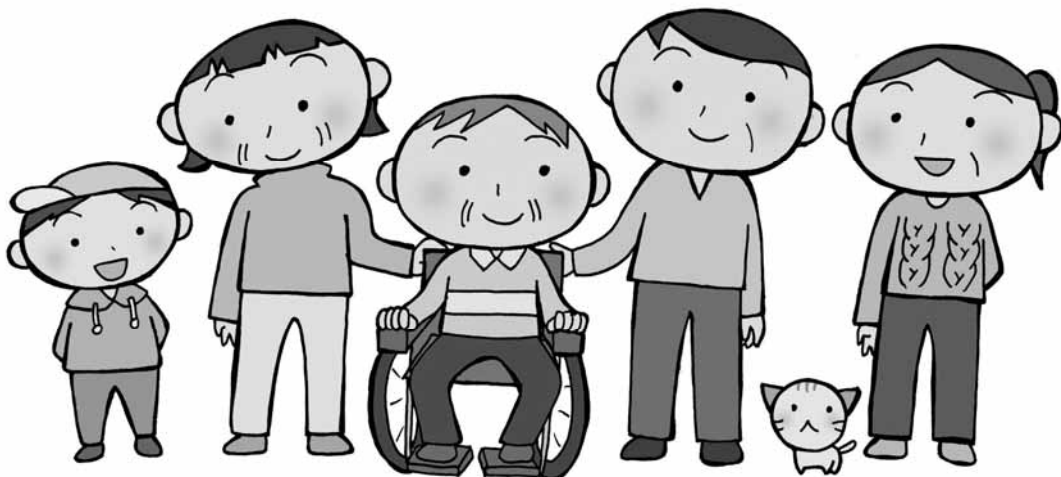
(1) 重点課題と施策の体系

第5期プランの基本理念及び政策目標の実現に向け、4つの重点課題を設定し、各種施策・事業の推進に取り組みます。

施策体系		
重点課題1「世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進」		
1 世代を超えて支え合う意識の共有	(1)	世代間交流の促進
	(2)	福祉教育・人権意識啓発の推進
2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進	(1)	認知症高齢者支援の推進
	(2)	高齢者の権利擁護の推進
	(3)	ひとり暮らし高齢者等への支援
重点課題2「生きがいづくりと介護予防の推進」		
1 高齢者の生きがいづくり及び就労の促進	(1)	多様な生きがいづくりの推進
	(2)	高齢者の就労支援
2 自主的な介護予防の取組の推進	(1)	自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実
	(2)	地域支援事業による介護予防サービスの提供
	(3)	主体的な健康づくりの推進
	(4)	予防給付による介護予防サービスの提供
重点課題3「高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進」		
1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進	(1)	地域包括支援センターの機能強化
	(2)	地域における関係機関の連携
	(3)	在宅ケア体制の充実
	(4)	相談・情報提供体制の充実
	(5)	地域住民による自主的な活動の推進
2 高齢者が安心できる生活環境づくり	(1)	高齢者が安心して暮らせる住まいづくり
	(2)	高齢者が暮らしやすい生活環境づくり
	(3)	防災対策・防犯対策の推進
	(4)	消費者施策の推進
重点課題4「安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実」		
1 介護サービスの充実	(1)	24時間365日の支援体制の拡充
	(2)	介護保険事業の円滑な実施
	(3)	介護サービスの質的向上
2	保健福祉サービスの充実	
3	介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成	

■ 施策・事業推進に当たっての基本的な考え方

- 行政機関（本市・国・京都府等）や各関係機関によりオール京都体制で構成される京都地域包括ケア推進機構はもとより、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野における関係団体・事業者、高齢者を含めた地域住民などが、自分らしくいきいきと暮らす「自助」、住民相互の支え合いである「共助」、公的サービスである「公助」の考え方にに基づき、それぞれ役割を分担しながら、共に汗する「共汗」と「協働」により施策を推進することを基本とします。
- とりわけ、東日本大震災を受けて地域の絆、地域コミュニティの重要性を再認識したところであり、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かし、お互いが支え合う精神を大切にして、高齢者を支えるネットワークの構築や安心安全の確保の取組を進めます。
- また、本市は、住民に最も身近な総合的な行政主体、即ち、基礎自治体として、市民ニーズを的確に把握し、限られた財源を有効に活用して地域に根ざした介護・福祉サービスの提供を推進していきます。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携し、高齢者への包括的な支援を行う「地域包括ケア」の推進に当たっては、本市が市内61箇所にきめ細かく設置する地域包括支援センター（愛称「高齢サポート」）を地域包括ケアシステムの中核機関と位置付け、機能強化を図るとともに、日常生活圏域ごとの地域ニーズ、高齢者実態の把握を進め、地域や高齢者の実情に応じて各重点課題に掲げた取組を複合的に組み合わせることにより推進します。



(2) 地域包括ケアの推進

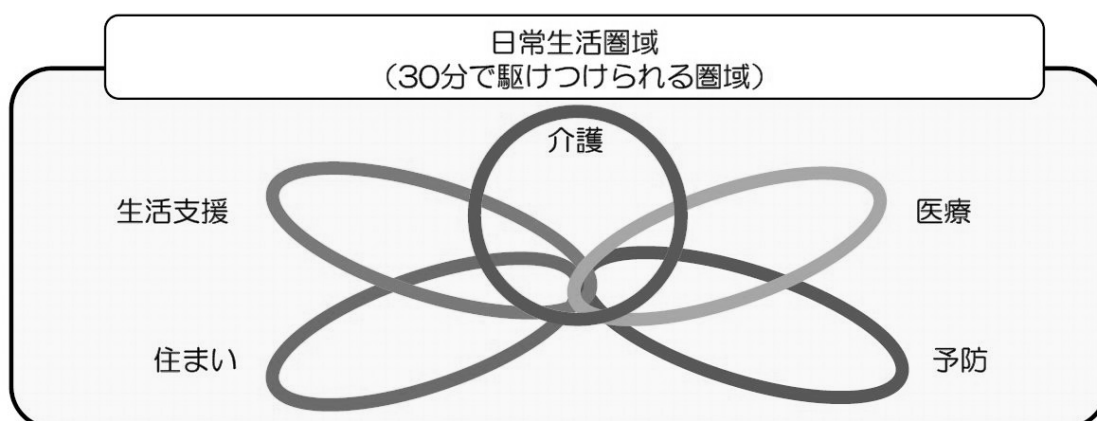
地域包括ケアシステムとは

ア 地域包括ケア

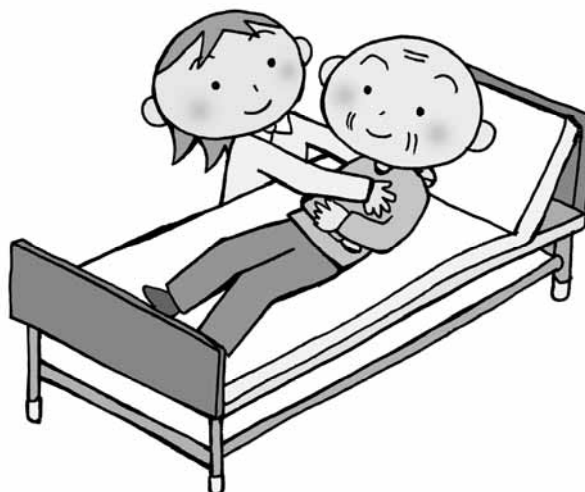
高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援を行うこと

イ 地域包括ケアシステム

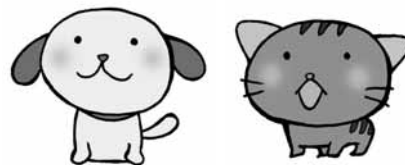
ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で切れ目なく提供される地域での体制のこと



資料：第 76 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（H23.6.16）



京都市版地域包括ケアシステムの概要



■ 基本的な考え方

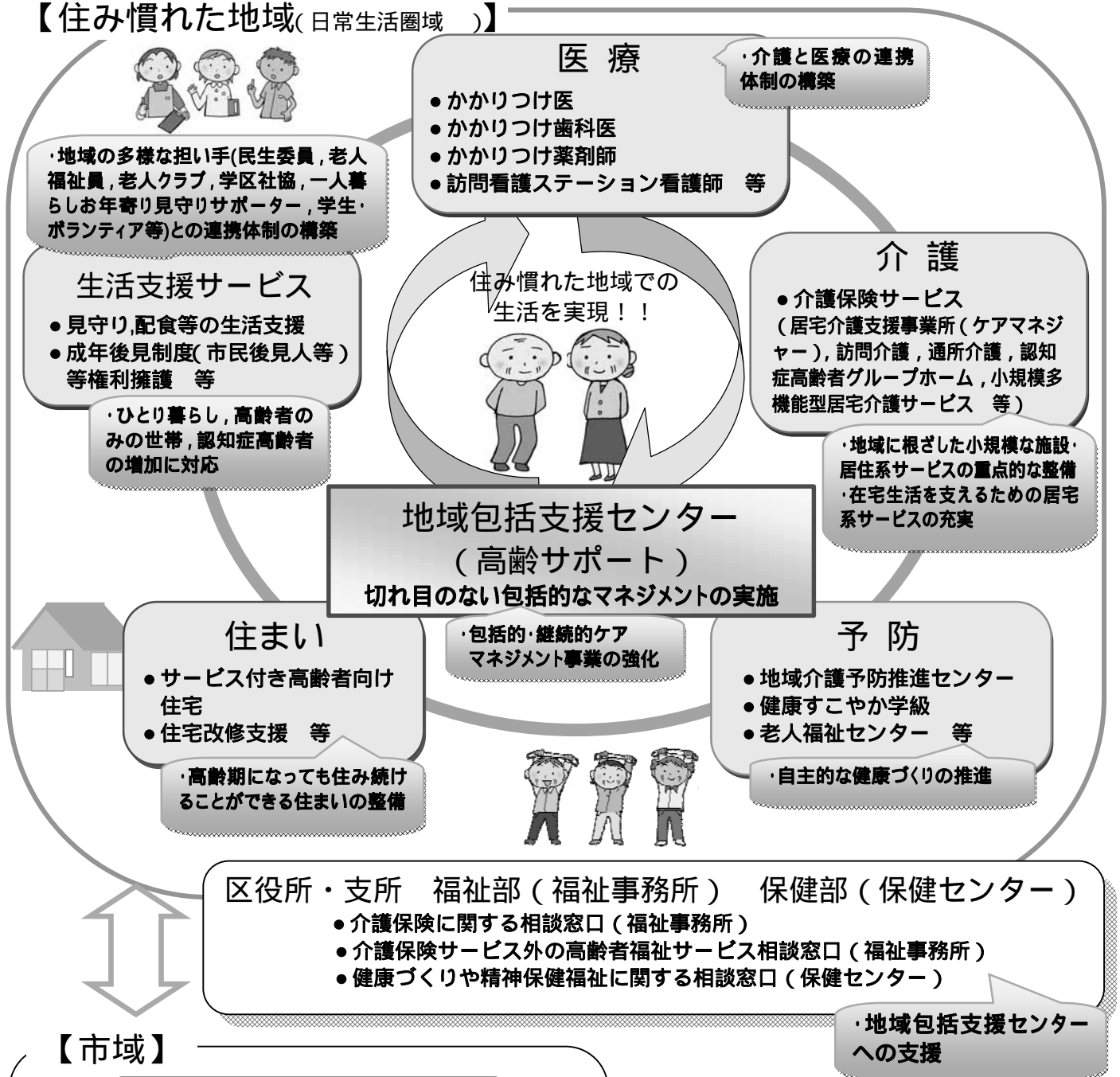
本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、福祉をはじめ必要な支援体制を確保するとともに、京都の持つ「地域力」を生かし、高齢者を取り巻くすべての関係機関と地域住民が、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

■ 京都市版地域包括ケアシステムの骨格

- 地域包括ケアを推進するためには地域におけるネットワークの構築とその体制づくりが必要です。そのため、本市が市内61箇所にきめ細かく設置している地域包括支援センターを、ネットワーク構築の推進母体とし、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付けます。また、十分に取組を推進できるよう、同センターの機能及び体制の充実を図ります。
- 地域団体や学生等を含めたネットワーク化を推進し、公的サービス・インフォーマルサービスを含め、支援を必要とする高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制を構築します。また、高齢者の身近な居場所づくりを進めるとともに、主体的な生きがいづくり、健康づくりの取組支援を充実します。
- 地域ケア会議等を活用し、地区医師会をはじめとした専門的分野の各種団体との連携体制を強化し、日常生活圏域における医療・介護・保健・福祉の関係機関が相互理解を深め、高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できる体制を構築します。
- 重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるために、小規模多機能型居宅介護等の居宅系サービスの整備を着実に推進するとともに、地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備し、身近な地域における介護サービス基盤の充実を図ります。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

【住み慣れた地域(日常生活圏域)】



【市域】

京都市長寿すこやかセンター

特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設) 等

在宅療養あんしん病院 等

認知症疾患医療センター

地域リハビリテーション支援センター

等



日常生活圏域について, 本市では高齢者保健福祉の圏域として, 複数の元学区を束ねた地域として76地域(概ね中学校区数)を設定しています。

【参考１】地域包括ケア構築に向け連携を図るべき事項

■ 京都地域包括ケア推進機構プロジェクトによる主な取組

在宅療養あんしん病院

高齢者がかかりつけ医を通じ，京都府が指定する「在宅療養あんしん病院」を事前に登録することにより，在宅療養中の高齢者が体調を崩し，在宅での対応が困難になった時にスムーズに病院で受診し，必要に応じて入院ができるシステムを構築します。また，病院の地域連携室（担当者）を中心にかかりつけ医を含む在宅チームと連携し，退院調整を行い，在宅生活へのスムーズな移行を実現します。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターを府下で３箇所設置し，専門医療体制の充実と地域連携体制を構築します。地域連携体制の構築に当たっては，認知症疾患医療センターを中心として，地域包括支援センター，かかりつけ医，認知症サポート医等と連携します。

地域リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション支援センターに専門コーディネーターを配置し，地域包括支援センター等に対して，リハビリサービスに関する助言・相談を実施するほか，リハビリサービス提供に関する相談指導，病院・施設等のリハビリサービス窓口担当者との定期的な事例検討会の開催等を行うことにより，住み慣れた地域でリハビリテーションが継続して受けられるシステムを構築します。

京都高齢者あんしんサポート企業

地域における情報発信拠点として高齢者向け情報の発信を担うとともに，高齢者の孤立や不安の解消，認知症の方への対応に取り組む，高齢者にやさしい企業を登録します。

■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは，地域で暮らす高齢者を，介護，福祉，保健，医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられた，公的な相談窓口です。

主任ケアマネジャー，保健師，社会福祉士などの専門職職員が互いに連携し，チームで業務を行います。

本市では社会福祉法人等の民間事業者に委託して実施しており，各区役所・支所が活動を支援しています。

【参考２】日常生活圏域について

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市内を区分したものです。

本市では、高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として７６地域（概ね中学校区数）を設定しています。

○日常生活圏域及び地域包括支援センター 一覧(平成２４年２月末現在)

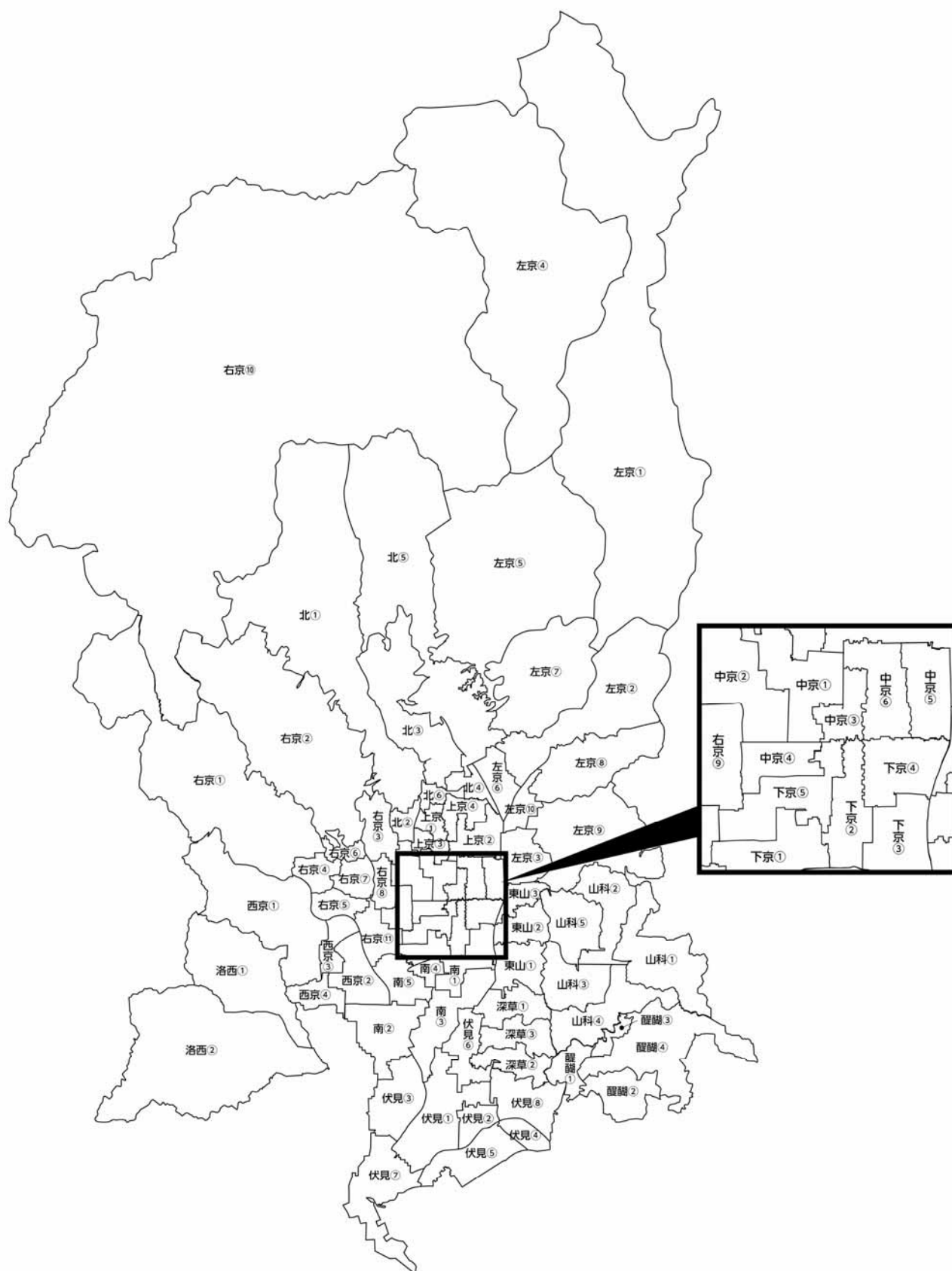
No	区・支所	圏域	地域包括支援センター名	担当学区
1	北		原谷	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣
2				衣笠, 大將軍
3			紫竹	大宮, 紫竹, 待鳳
4			鳳徳	鳳徳, 紫明, 出雲路
5			柊野	雲ヶ畑, 柊野, 上賀茂, 元町
6			紫野	楽只, 柏野, 紫野
7	上京		乾隆	乾隆, 嘉楽, 正親, 翔鸞
8			小川	待賢, 小川, 中立, 滋野, 京極, 春日
9			仁和	仁和, 出水
10			成逸	室町, 成逸, 西陣, 桃園, 聚楽
11	左京		大原	久多, 大原
12				八瀬, 上高野, 松ヶ崎
13			左京南	吉田, 聖護院, 川東, 新洞, 岡崎
14				広河原, 花脊
15			市原	鞍馬, 静市
16				葵, 下鴨
17			岩倉	岩倉
18			修学院	修学院第一, 修学院第二
19			白川	北白川, 浄楽, 錦林東山
20			高野	養徳, 養正
21	中京		丸太町	教楽, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六
22			西ノ京	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八
23			本能	城巽, 本能, 乾
24				朱雀第三, 朱雀第七
25			御池	銅駝, 立誠, 富有, 柳池, 生祥
26				竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫

No	区・支所	圏域	地域包括支援センター名	担当学区
27	東山		洛東	今熊野, 一橋, 月輪
28			東山	清水, 六原, 修道, 貞教
29			粟田	有済, 粟田, 弥栄, 新道
30	山科		音羽	音羽, 音羽川, 大塚
31			山階	安朱, 山階, 西野
32			勸修	山階南, 百々, 勸修
33			大宅	大宅, 小野
34			日ノ岡	陵ヶ岡, 鏡山
35	下京		下京・西部	大内, 七条, 西大路
36			下京・中部	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕
37			下京・東部	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁
38			修徳	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳
39			島原	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三
40	南		東九条	山王, 九条, 九条弘道, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕
41			久世	祥栄, 久世
42			陶化	陶化, 東和, 上鳥羽
43			唐橋	南大内, 唐橋
44				祥豊, 吉祥院
45	右京		嵯峨	水尾, 宕陰, 嵯峨, 広沢
46			花園	高雄, 宇多野
47				御室, 花園
48			嵐山	嵐山, 嵯峨野
49			梅津	北梅津, 梅津
50			常磐野	常磐野
51				太秦, 南太秦
52			西院	安井, 山ノ内
53				西院第一, 西院第二
54			京北	京北第一, 京北第二, 京北第三
55			葛野	葛野, 西京極, 西京極西
56	西京		西京・北部	嵐山東, 松尾, 松陽
57			桂川	桂徳, 桂東, 川岡, 川岡東
58			西京・南部	桂川, 桂
59				檉原
60	洛西		沓掛	桂坂, 大枝, 新林, 福西
61			境谷	境谷, 竹の里, 大原野

No	区・支所	圏域	地域包括支援 センター名	担当学区
62	伏見		下鳥羽	下鳥羽, 板橋
63				南浜
64			久我の杜	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路
65			向島	向島, 向島藤ノ木
66				向島二ノ丸, 向島二ノ丸北, 向島南
67			東高瀬川	竹田, 住吉
68			淀	納所, 淀, 美豆(淀南)
69			桃山	桃山, 桃山東, 桃山南
70	深草		深草・北部	稲荷, 砂川
71			深草・南部	藤ノ森, 藤城
72			深草・中部	深草
73	醍醐		醍醐・南部	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田
74				春日野, 日野
75			醍醐・北部	北醍醐, 醍醐西
76				醍醐, 池田, 池田東



日常生活圏域



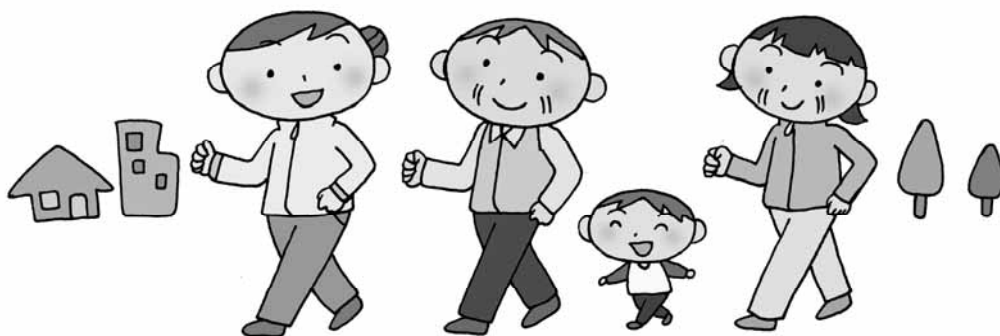
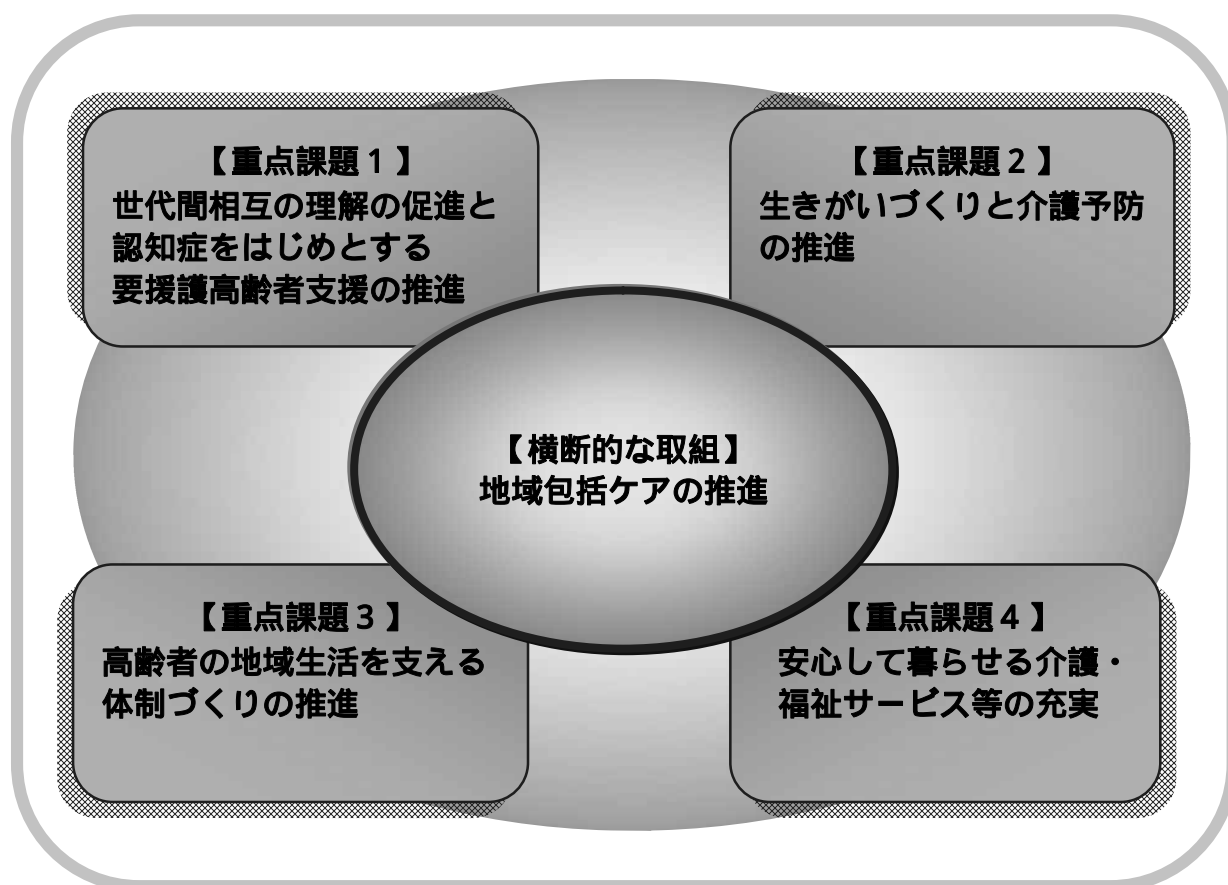
第 5 章 重点課題ごとの施策・事業の実施

第5期プランにおける重点課題

第5期プランでは、4つの重点課題の下、第4期プランに掲げる施策・事業を引き続き推進するとともに、既存事業の見直し、地域包括ケアの推進を見据えた新たな施策・事業の展開に取り組めます。第5期プランの施策・事業数は170項目となり、うち新規は30項目となっています。

数値目標を掲げた施策については、目標達成に向け、着実に取組を進めていきます。

■ 4つの重点課題と横断的な取組



【重点課題 1】世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

取組方針

知恵や経験豊富な高齢者を敬い、世代を超えて支え合う社会を構築するため、長寿社会への理解と認識を深める取組を推進し、すべての市民が高齢期における豊かな生活を感じることができるまちづくりを進めます。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの要援護高齢者の増加が見込まれるため、認知症の早期発見に向けた取組や成年後見制度の充実等により、認知症高齢者への支援や権利擁護に積極的に取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者等の地域における見守りや支援を更に進め、高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努めます。

【施策の体系】

施策・事業数 37(うち、新規6)

1 世代を超えて支え合う意識の共有

(1) 世代間交流の促進

- 101 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進<新規>
- 102 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進<新規>
- 103 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベントにおける世代を超えた交流機会の拡大
- 104 お年寄り子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進
- 105 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進
- 106 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備
- 107 敬老記念品贈呈事業の実施

(2) 福祉教育・人権意識啓発の推進

- 108 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 109 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 110 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施
- 111 高齢者の人権を尊重する文化の構築

2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者支援の推進

- 1 1 2 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実
- 1 1 3 認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくり
- 1 1 4 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり
- 1 1 5 関係機関等の連携体制及び相談事業の充実
- 1 1 6 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進＜新規＞
- 1 1 7 認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進＜新規＞
- 1 1 8 認知症高齢者に係る医療連携体制の充実
- 1 1 9 市民のための介護講座の実施
- 1 2 0 認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発
- 1 2 1 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施
- 1 2 2 施設・事業所の認知症ケア技術の向上

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 1 2 3 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保＜新規＞
- 1 2 4 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進
- 1 2 5 権利擁護に関する制度の周知・広報
- 1 2 6 権利擁護相談事業の充実
- 1 2 7 虐待の早期発見・早期対応
- 1 2 8 区役所・支所と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携・協力による高齢者虐待へのチーム対応
- 1 2 9 緊急時に一時的に避難できる場所の確保
- 1 3 0 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 1 3 1 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

(3) ひとり暮らし高齢者等への支援

- 1 3 2 地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の実施＜新規＞
- 1 3 3 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 1 3 4 老人福祉員活動の推進
- 1 3 5 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実
- 1 3 6 老人クラブによる友愛訪問への支援
- 1 3 7 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化

1 世代を超えて支え合う意識の共有

(1) 世代間交流の促進

世代を超えて支え合う意識の共有を図るため、多世代が交流できる身近な場の提供に努めます。

また、本市や民間団体等が開催するイベント等で多世代が参加し、交流を図る取組を進めるなど、様々な機会を通じて市民への啓発を行います。

〔施策・事業〕

101 高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進 ＜新規＞

高齢者どうし、また、高齢者と若者や子どもたちとの世代を超えた交流を推進し、高齢者の身近な活動拠点となる魅力ある居場所づくりを進めるため、地域の創意工夫により空家、商店街の空店舗など、地域住民が居場所として利用できる身近なスペース等の活用に対する支援を行い、身近な生活圏である元学区に1箇所の設置を進めます。

併せて、現在、地域において「まちの縁側」のような、人と人をつなぐ場所の提供等を行っている団体等の取組の情報提供を進めます。

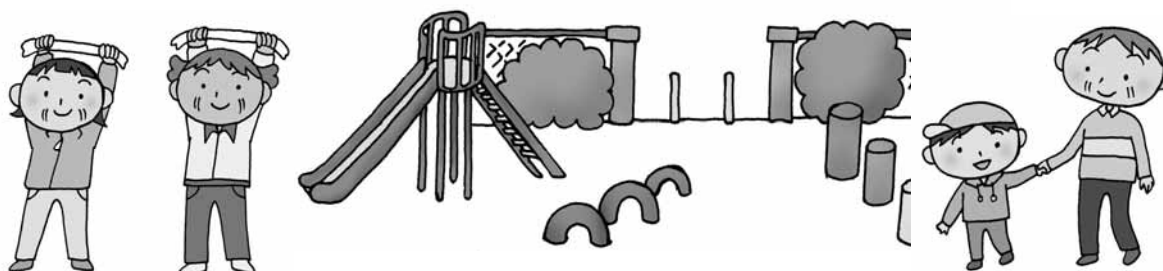
【数値目標】

目標指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居場所設置数	110箇所	166箇所	222箇所

平成26年度末までに元学区に1箇所の設置を目標とする。

102 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進＜新規＞

公園施設のハード整備事業と健康づくりサポーター等による健康づくり活動等のソフト事業とを計画段階から融合した取組を進め、子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備を推進します。



103 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベントにおける世代を超えた交流機会の拡大

市民すこやかフェアや民間団体等が開催するイベント等で、高齢者と子どもが共に参加できる機会を設けるなど、文化芸術活動やスポーツ等を通して多世代が交流できる機会づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。

104 お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進

老人福祉センターをはじめとした高齢者福祉施設と児童館をはじめとした児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちの世代を超えた交流の活性化を図り、長寿社会への理解と認識を深めます。

105 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進

学校内に改修・整備した、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロン等の学校開放施設の活用や学校ふれあい手づくり事業において、世代間交流の促進を図ります。

また、地域住民の方を地域教育サポーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図ります。

< 学校開放事業（コミュニティプラザ） >



< 学校開放事業（ふれあいパーク） >



106 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備

市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場（周辺地域の市民も利用できる集会所等）の整備を検討します。

107 敬老記念品贈呈事業の実施

多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。

(2) 福祉教育・人権意識啓発の推進

関係機関と連携し、認知症の正しい理解の促進等をはじめ、各世代が共に支え合える長寿社会づくりを進めていくために、世代を超えた学校教育における福祉教育を推進します。

また、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、高齢者の人権について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、意識啓発に努めます。

〔施策・事業〕

108 福祉教育・ボランティア学習の推進

児童・青少年に対し、高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育・ボランティア学習の推進、普及・啓発を行います。

109 学校におけるボランティア体験活動の推進

施設や地域との連携を基に、児童・青少年が豊かなボランティア体験活動にふれる機会を創出し、ボランティア活動への主体的な参加意識を促すための取組を推進します。

110 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施

中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性を育成します。

111 高齢者の人権を尊重する文化の構築

本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」（平成17年3月策定、平成22年3月改訂）に基づき、すべての市民が高齢者問題を自分のこととして捉え、その理解と関心を深める機会を提供するなど、啓発事業の充実を図ります。

2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者支援の推進

認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及に努めるとともに、認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進めます。

また、地域包括支援センターの保健師等、より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられるような機会を充実し、認知症予防を図るとともに、認知症高齢者に係る医療連携体制を充実し、認知症の早期発見・早期診断に努めます。

〔施策・事業〕

1 1 2 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実

認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため、認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業に引き続き取り組み、認知症あんしんサポーターの更なる育成及び認知症あんしんサポートリーダーの機能強化を図ります。

また、認知症あんしんサポーターを対象としたアドバンス講座を開催し、同サポーターの活動を支援します。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症あんしんサポーター養成者数	34,710人	39,800人	44,900人	50,000人

平成26年度末までに15歳から64歳までの人口の5%である50,000人の養成を目標とする。

1 1 3 認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくり

認知症高齢者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター等が中心となって地域住民と介護サービス事業者等が連携し、認知症の方を地域でどのように見守るかの話し合いの場を設け、地域全体で本人やその家族の負担を軽減できるような取組を進めます。

1 1 4 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

徘徊高齢者あんしんサービス事業の実施とともに、京都府警察本部が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりを進めます。

1 1 5 関係機関等の連携体制及び相談事業の充実

認知症高齢者への対応については、早期発見、早期治療から介護サービス等の生活支援まで、連続性のある支援が必要であり、長寿すこやかセンター、こころの健康増進センター、区役所・支所、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者等が相互に連携する体制の充実を図ります。

1 1 6 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進＜新規＞

認知症疾患医療センター、地域の医療機関及び介護サービス事業者等の関係機関との連携を図る認知症地域支援推進員を配置し、関係機関の連携を推進します。

また、障害保健福祉施策と連携した、若年性認知症の方一人ひとりの状態に応じた支援体制の構築について検討します。

1 1 7 認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進＜新規＞

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を更に進めるとともに、新たにサポート医へのフォローアップ研修を実施し、医療と介護の連携による、認知症の早期発見と早期対応体制の整備を一層進めます。

【数値目標】

目標指標	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
認知症サポート医フォローアップ研修の受講者数（延べ人数）	1 0 人	2 0 人	3 0 人

毎年度 1 0 人の増加を目標とする。

1 1 8 認知症高齢者に係る医療連携体制の充実

認知症サポート医によるかかりつけ医認知症対応力向上研修を開催し、高齢者と身近に接するかかりつけ医による認知症の診療機能を強化するとともに、かかりつけ医と地域包括支援センターや介護サービス事業者との連携体制を強化し、認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して生活できるよう取り組みます。

1 1 9 市民のための介護講座の実施

長寿すこやかセンター等で、認知症をはじめ、介護に関する基礎的な技術や知識を身につけていただくために、市民を対象とした「やさしい介護講座」等を開催し、認知症をはじめとした介護に関する市民への理解の普及を進めます。

1 2 0 認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発

保健センター・支所が実施する健康教育の中で、認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の生活習慣病の予防に関する知識についての普及・啓発を図ります。

1 2 1 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施

保健センター・支所の精神保健福祉相談員や保健師が実施する地域精神保健福祉活動の中で、必要に応じて認知症高齢者がいる世帯に対して訪問し適切な医療につなぐなど、医療機関との連携を図り、必要な指導・助言を行います。

1 2 2 施設・事業所の認知症ケア技術の向上

認知症高齢者を介護する職員やその指導的立場にある職員に対して、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症ケア技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

長寿すこやかセンターの中に新たに「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とする方の発見から利用までの一貫した支援を行います。

また、区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となって、地域の高齢者への権利侵害事例を早期発見、早期対応する取組を進めます。

〔施策・事業〕

1 2 3 成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保<新規>

身寄りのない重度の認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立てを行い、利用を促進するとともに、経済的困窮者を対象とする申立費用及び後見人報酬の本市負担の対象を、従前の市長申立ての対象者に加え、本人及び親族申立ての対象者にも拡充します。

また「成年後見支援センター」を設置し、市民後見人の養成及び京都市社会福祉協議会が実施する法人後見の支援を行い、弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人の確保を図るとともに、成年後見制度の普及啓発、相談対応、手続に係る支援等を実施することにより、ワンストップサービスを提供できる仕組みづくりを進めます。

【数値目標】

目標指標	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
成年後見支援センター利用者数	5 2 0 人	5 7 0 人	6 3 0 人

他都市の実績を基に、平成 2 7 年度目標値を 7 0 0 人と設定し、毎年度 1 0 %増加していく。

1 2 4 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

高齢や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、事業を実施する京都市社会福祉協議会を支援し、同事業を推進します。

1 2 5 権利擁護に関する制度の周知・広報

高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めます。

また、長寿すこやかセンターにおいて、成年後見等を行う家族等への研修を実施します。

1 2 6 権利擁護相談事業の充実

権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営します。また、長寿すこやかセンターの権利擁護相談員及び弁護士等による相談事業を充実し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。

1 2 7 虐待の早期発見・早期対応

虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、早期発見・見守りの役割を担う地域の関係者や、医療・保健・福祉の利用支援を行う区役所・支所、地域包括支援センター、医療機関や介護サービス事業者等のネットワークづくりを進めるとともに、長寿すこやかセンターにおいて、各関係機関への相談・支援を行います。

1 2 8 区役所・支所と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携・協力による高齢者虐待へのチーム対応

養護者・家族との人間関係や介護負担，経済状況等の高齢者虐待の様々な要因に対応するため，区役所・支所と地域包括支援センターが中心となって，医療機関，警察等の地域の関係機関とも連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。

1 2 9 緊急時に一時的に避難できる場所の確保

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は，老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した，緊急一時保護体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ），高齢者虐待シェルター確保事業等により，高齢者の安全を確保します。

1 3 0 施設・事業所における虐待の防止の徹底

施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し，施設・事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組みます。

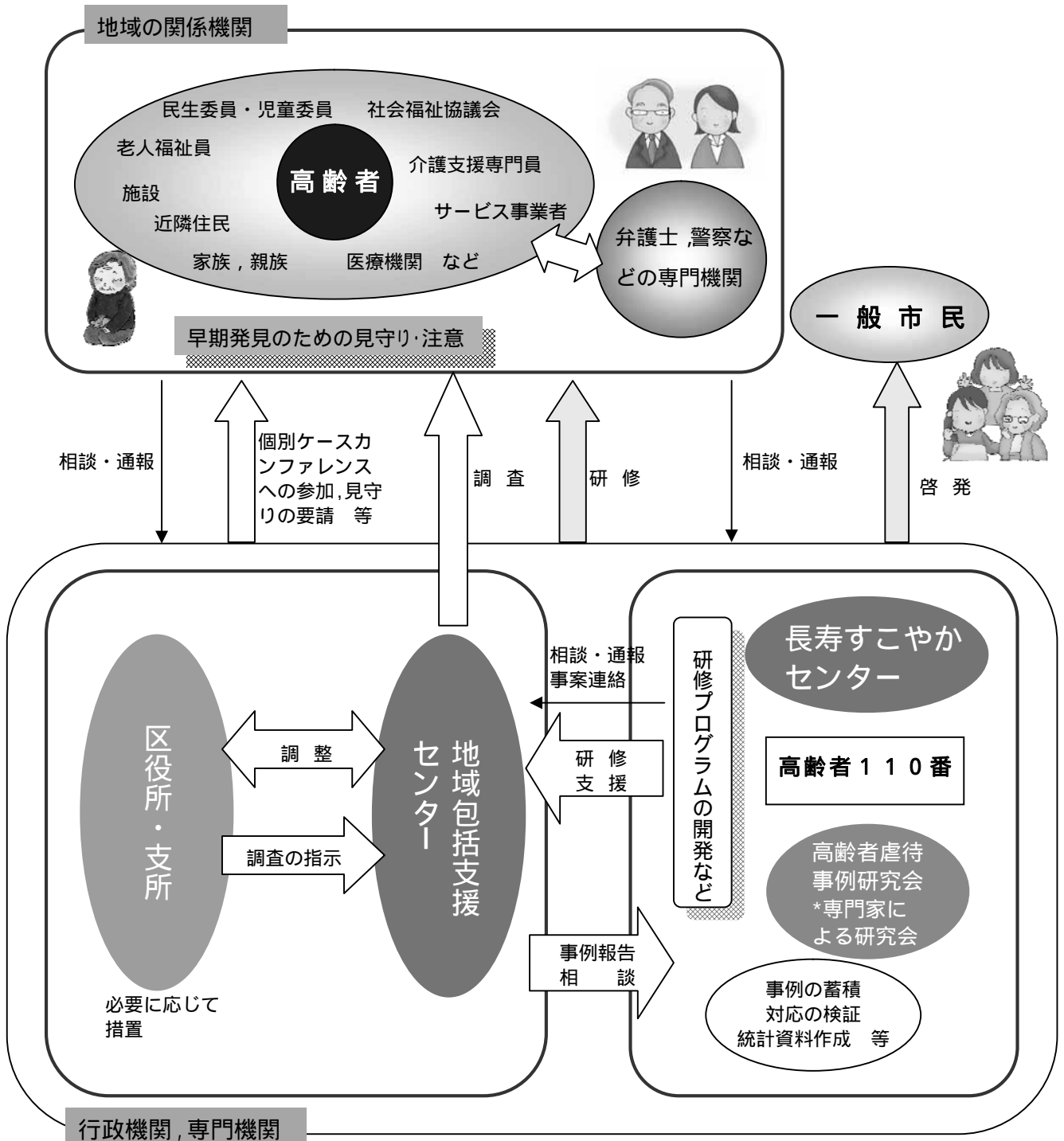
また，施設・事業所内での身体拘束ゼロへの取組を進めます。

1 3 1 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や講演会を開催するとともに，養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する虐待防止のための研修会を開催します。

また，学識経験者等で構成する高齢者虐待事例研究会を実施し，研究成果を介護サービス事業者等へ提供し，事業所内での研修等の実施を進めます。

高齢者虐待防止に係る体制



(3) ひとり暮らし高齢者等への支援

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で高齢者を見守り、支援するためのネットワークづくりを進めます。

〔施策・事業〕

132 地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の実施＜新規＞

地域包括支援センターの専門職員が、孤立や閉じこもり等のリスクの高いひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動を行うとともに、これらの訪問活動を通して、高齢者を取りまく地域の関係機関と地域住民が連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図ります。

133 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助

地域包括支援センター、区役所・支所、民生委員・児童委員、老人福祉員、老人クラブ会員、一人暮らしお年寄り見守りサポーター等の連携の下、見守りや支援が必要な高齢者を把握し、援助活動を行います。

また、隣近所の見守り活動や地域のつながりの大切さ等、孤立死防止に向けた啓発活動に取り組みます。

134 老人福祉員活動の推進

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動について、研修の実施や地域包括支援センターとの連携を図ります。

135 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実

暮らしや仕事の場で、普段からよく知っているお年寄りへの目配りを行い、サポートが必要であると思われた場合に地域包括支援センターへ連絡・相談していただく「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の募集を継続するとともに、地域包括支援センターと一人暮らしお年寄り見守りサポーターの連携を強化することにより、地域においてひとり暮らし高齢者を支援するネットワークの充実を図ります。



136 老人クラブによる友愛訪問への支援

老人クラブが行っている，クラブ会員による安否確認を兼ねた会員訪問や，話し相手となるなどの友愛訪問活動が更に広がっていくよう支援します。

137 緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化

緊急の事態が発生したときに，通報装置の緊急ボタンを押すと消防指令センターに通報され，救急車等が駆け付ける緊急通報システムについて，火災の際に自力歩行が不可能な方を対象に，緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器（連動火災警報器）を設置し，自動的に消防指令センターに火災通報できるシステムの運用を推進します。

また，これまで利用可能な回線がN T Tの一般電話回線（アナログ回線）等に限定されていたものを，一般回線以外の電話（I P電話等）でも利用可能となるよう検討を進めます。

あわせて，所得階層区分ごとに設定している利用料について，一部の利用者に負担が偏っているため，所得階層区分の基準と，区分ごとの利用料の見直しについて検討し，利用者負担の公平化を図ります。

【重点課題２】生きがいづくりと介護予防の推進

取組方針

高齢者のライフスタイル（暮らし方、生き方）に応じた生きがいづくり及び就労を支援するために、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、就労や社会参画など、社会の様々な分野に生かす取組を推進します。

また、高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、日常生活のなかでの自主的な取組を通じて高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、活動の場の提供に努め、保健センターにおける健康づくりの推進事業や、地域包括支援センターの保健師等による介護予防に関する知識・情報の普及啓発を進めます。

【施策の体系】

施策・事業数 34(うち、新規3)

1 高齢者の生きがいづくり及び就労の促進

(1) 多様な生きがいづくりの推進

- 201 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進
- 202 高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施
- 203 市民ニーズに対応し、かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討＜新規＞
- 204 老人クラブ活動の活性化の推進
- 205 老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供
- 206 生きがいづくりを支援するための保養の場等の提供
- 207 生きがいづくり支援施設のあり方の検討
- 208 スポーツリエゾン京都による市民との協働型事業の推進＜新規＞
- 209 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充
- 210 自主的グループの活動支援と情報提供
- 211 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営

(2) 高齢者の就労支援

- 212 シルバー人材センター事業の充実
- 213 働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進
- 214 企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援

2 自主的な介護予防の取組の推進

(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実

- 2 1 5 地域包括支援センターへの支援
- 2 1 6 地域包括支援センターにおける二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメント
- 2 1 7 地域介護予防推進センター事業の充実
- 2 1 8 介護予防サービス事業者の指定状況やサービス内容についての情報提供

(2) 地域支援事業による介護予防サービスの提供

- 2 1 9 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見
- 2 2 0 地域包括支援センターでの二次予防事業対象者への介護予防サービス利用勧奨
- 2 2 1 地域介護予防推進センターによる二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供
- 2 2 2 地域介護予防推進センターによる一般高齢者向け介護予防サービスの提供
- 2 2 3 介護予防の普及・啓発
- 2 2 4 地域における自主的な取組への支援
- 2 2 5 介護予防事業の評価の実施

(3) 主体的な健康づくりの推進

- 2 2 6 保健センターにおける健康教育やがん検診等の推進
- 2 2 7 保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進
- 2 2 8 地域での自主的な健康づくり活動支援＜新規＞
- 2 2 9 地域保健の推進
- 2 3 0 生涯を通じた食育や口腔ケアの推進
- 2 3 1 こころの健康づくり施策の実施
- 2 3 2 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

(4) 予防給付による介護予防サービスの提供

- 2 3 3 自立支援に向けた予防給付ケアマネジメントへの支援
- 2 3 4 介護予防支援事業者の適正な運営への支援

1 高齢者の生きがいづくり及び就労の促進

(1) 多様な生きがいづくりの推進

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の多様性・自主性を尊重し、これまでから実施している事業については、参加者のニーズに応じた内容の見直しや事業の活性化を促進するとともに、自主的グループの活動の立ち上げや活動内容に関する情報提供等の充実を図り、社会参加のきっかけづくりを支援します。

また、高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす取組を進めます。

〔施策・事業〕

201 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進

「第2期京都市市民参加推進計画」に基づき、参加と協働により、豊かで活力ある地域社会を実現するため、制度の趣旨に沿った取組を着実に推進するとともに、市民参加の成果を市民に広げ、多様な主体が連携する協働のまちづくりを進めます。

202 高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施

高齢者の社会参加を促進するうえで、高齢者の意識の向上を促し、参加意欲の高揚につなげていくため、市民すこやかフェアを開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ代表団を派遣します。また、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりに役立てていくことを目的として市バス・地下鉄等の敬老乗車証を交付します。

203 市民ニーズに対応し、かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討＜新規＞

敬老乗車証制度を持続可能で、かつ、利用者のニーズ、実態に即した、より利便性の高い制度とするための総合的な検討を行います。

204 老人クラブ活動の活性化の推進

近年、クラブ数及び加入率が微減傾向にある老人クラブについて、京都市老人クラブ連合会で取り組んでいるリーダーの育成や若手会員の加入促進、他世代との交流、ボランティア活動の推進等を通じた活動内容の充実や会員拡大に向けた活動の活性化に対して、一層の支援を行います。

205 老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供

高齢者が身近な地域で活動できるよう、老人福祉センター、老人いこいの家、老人クラブハウス等の活動の場を提供します。老人福祉センターでは、教室や講習修了者に対し、同好会を設け、引き続き活動の支援を行います。

206 生きがいづくりを支援するための保養の場等の提供

生きがいづくりと健康づくりを支援するため、高齢者の保養や健康増進の場として、老人保養センター、洛西ふれあいの里保養研修センター、久多いきいきセンター等を運営します。

207 生きがいづくり支援施設のあり方の検討

洛西ふれあいの里保養研修センターについて、公設の宿泊施設の必要性を再検証し、宿泊部門の休廃止を含めた施設のあり方の検討を行うとともに、他の生きがいづくり支援施設についても、利用者のニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、高齢者の生きがいづくりに資する施設のあり方やその必要性について検討を行います。

208 スポーツリエゾン京都による市民との協働型事業の推進＜新規＞

スポーツリエゾン京都（京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議）において、人的交流や情報交流を広め、スポーツ団体間、世代間に連携・協力関係を形成、発展させ、人とひととの絆を深める協働型事業を実施し、スポーツを通じてだれもがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進します。

＜スポーツリエゾン京都交流会＞



209 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充

市内を中心に開催されるイベントや講演会、展覧会などの生涯学習情報をインターネットにより発信する「京（みやこ）まなびネット」を運用し、学習機会の拡充を図ります。また、生涯学習総合センターや生涯学習総合センター山科での教養講座や趣味の講習等の実施、京都市図書館では約180万冊の蔵書やDVD等の視聴覚資料を揃えるとともに、図書館のオンライン化等により、どの図書館からでも全館の資料を検索・予約・貸出・返却できるネットワーク「京（みやこ）ライブラリーネット」によるサービスを実施するなど、生涯学習の場を提供します。

<京（みやこ）まなびネット（トップページ）>



210 自主的グループの活動支援と情報提供

長寿すこやかセンターにおいて、自主的グループやサークルの設立・運営について助言等を行うとともに、自主的グループ活動に関する情報を収集し、広報誌やインターネットを通じて情報提供することで、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を図ります。

211 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営

高齢期を迎えつつある団塊の世代をはじめ、元気な高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす「知恵シルバーセンター」を運営し、高齢者がいきいきと活躍する環境づくりを進めます。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規紹介件数 (マッチング件数)	150件	165件	180件	200件

平成23年度末実績（見込み）から毎年度10%の増加を目標とする。

(2) 高齢者の就労支援

平成 2 5 年度には 4 人に 1 人が高齢者になると見込まれる中，世代間の支え合いのほか，生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進していきます。

〔施策・事業〕

2 1 2 シルバー人材センター事業の充実

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かしながら，臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターの会員数や契約高の更なる増加，多種多様な分野における就業機会の拡大，会員の創意工夫を取り入れた事業の充実に向けた支援を行います。

2 1 3 働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進

働くことを希望する高齢者が就業できるよう，雇用行政，労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら，雇用の維持・確保に努めます。

また，「知恵産業」の創造支援に取り組むとともに，市民生活を支える雇用の創出を図ります。

2 1 4 企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援

地域プラットフォーム事業「企業 O B 人材の活用」や「中小企業ものづくり技術者支援事業」等を実施し，ベンチャー・中小企業の諸課題（海外取引，知財管理，資産技術指導，販路開拓，研究開発支援，省エネ，資源問題等）を解決するため，企業と O B 人材のマッチングを進めます。

2 自主的な介護予防の取組の推進

(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実

地域包括支援センター等で行う介護予防ケアマネジメントで，事前のアセスメントを通して，対象者の介護予防に関する理解を支援するとともに，その方の生活において，何ができたらいのか，自立支援のための具体的な目標を本人と共有し，意欲の向上を促進します。

〔施策・事業〕

215 地域包括支援センターへの支援

自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防サービスを提供できるよう、地域包括支援センターへの助言・指導を行います。

216 地域包括支援センターにおける二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが、二次予防事業対象者への介護予防ケアプランを作成するに当たって、利用者の個々の状態に応じ、自立支援のための具体的な目標を利用者の意向を踏まえて設定し、適切なサービス利用に向けた介護予防ケアプランの作成に努めます。

217 地域介護予防推進センター事業の充実

二次予防事業対象者や一次予防事業対象者に対して、介護予防プログラムの提供や介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発等を実施している地域介護予防推進センター事業の更なる充実により、二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防し、また高齢者の生きがいや自己実現のための取組を推進します。

218 介護予防サービス事業者の指定状況やサービス内容についての情報提供

利用者が自分に合った介護予防サービスを選択できるよう、介護予防サービス事業者の指定状況や運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のサービス内容について、情報提供等の支援を行います。

（２）地域支援事業による介護予防サービスの提供

医療、保健、福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（二次予防事業対象者）の実態を把握します。

また、介護予防の普及・啓発と対象者の把握を一体的に進めることで、必要な方をサービスにつなげるとともに、一人ひとりに合った効果的で質の高いサービスを提供します。

さらに、サービスを受けられた方が、サービス終了後も引き続き介護予防に取り組めるよう支援するとともに、地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者の自主的な介護予防への取組を支援する環境づくりを行います。

〔施策・事業〕

219 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見

以下の機会や連絡体制等を整備し、二次予防事業対象者を早期に発見します。

なお、対象者の把握に当たっては、誰でも簡単にチェックできるよう基本チェックリストを作成し、市民や関係者に配布します。

基本チェックリストによる把握

要支援・要介護認定を受けておられない65歳以上の方に「基本チェックリスト」を郵送・回収し対象者を把握します。

福祉サービスにおける把握

高齢者福祉に関する相談をはじめ、各種福祉サービスの提供の中で対象者を把握します。

関係機関からの情報による把握

地域で活動している民生委員・児童委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関や医療機関等からの情報により対象者を把握します。

介護予防に関する普及・啓発を行う場での把握

介護予防に関する普及・啓発を行う様々な場で対象者を把握します。

本人、家族、地域住民等からの情報による把握

本人や家族、地域住民等からの情報により対象者を把握します。

要支援・要介護認定による把握

要支援・要介護認定により非該当（自立）と判定された方の中から対象者を把握します。

220 地域包括支援センターでの二次予防事業対象者への介護予防サービス利用勧奨

二次予防事業対象者の把握後、その情報は地域包括支援センターに集約され、センターによる相談対応等を通じて二次予防事業対象者に介護予防サービスの利用を勧奨し、必要なサービスにつなげます。

【数値目標】

目標指標	平成23年度(見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業参加者数	1,194人	1,437人	1,725人	2,026人

対象者のうちの参加者の割合を毎年度1%増加させた人数を目標とする（P152参照）。

総合的な介護予防サービスの提供

地域支援事業

一次予防事業

すべての高齢者（一部の事業では要支援・要介護認定を受けておられない方）が対象

介護予防普及啓発

高齢者が、主体的に介護予防活動を行っていけるよう、介護予防の取組の必要性や具体的内容について普及・啓発を行っていく

- 講演会・イベント等の開催
- プログラムの体験提供
- 介護予防総合相談

介護予防活動組織支援

高齢者が身近な地域で、主体的に介護予防活動に取り組み、継続できるように支援する

- ボランティアの育成・支援
- 地域福祉組織の育成・支援
- 地域の介護予防活動支援



二次予防事業

要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者が対象

通所型

高齢者の身近な場所で、少人数のグループでのプログラムにより、一人ひとりの生活機能の状況に合わせて、介護予防サービスを提供

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上



訪問型

通所型の介護予防サービスが利用できない場合に、保健師等が自宅を訪問し、一人ひとりの生活機能の状況に合わせて、介護予防サービスを提供

- 認知症の予防
- 閉じこもりの予防
- うつの予防



予防給付

要支援・要介護認定で、要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者が対象

- 居宅サービス、地域密着型サービス
選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）の実施

介護保険の介護給付

- 施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービス



高齢者

二次予防事業対象者

要支援1、2

1、5 要介護